

議案第 4 3 号

湯梨浜町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

湯梨浜町簡易水道事業給水条例（平成16年湯梨浜町条例第187号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(財務規定等の適用)</p> <p>第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、前条第1項第2号から<u>第5号</u>までの区分の事業については、法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</p> <p>(湯梨浜町水道事業の設置等に関する条例の準用)</p> <p>第4条 第2条第1項第2号から<u>第5号</u>までの区分の事業については、湯梨浜町水道事業の設置等に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第184号)第4条から第6条までの規定を準用するものとする。</p> <p>(湯梨浜町水道事業給水条例の準用)</p> <p>第5条 第2条第1項第2号から<u>第5号</u>までの区分の事業の給水については、湯梨浜町水道事業給水条例(平成16年湯梨浜町条例第186号)の規定を準用するものとする。</p>	<p>(財務規定等の適用)</p> <p>第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、前条第1項第2号から<u>第4号</u>までの区分の事業については、法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</p> <p>(湯梨浜町水道事業の設置等に関する条例の準用)</p> <p>第4条 第2条第1項第2号から<u>第4号</u>までの区分の事業については、湯梨浜町水道事業の設置等に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第184号)第4条から第6条までの規定を準用するものとする。</p> <p>(湯梨浜町水道事業給水条例の準用)</p> <p>第5条 第2条第1項第2号から<u>第4号</u>までの区分の事業の給水については、湯梨浜町水道事業給水条例(平成16年湯梨浜町条例第186号)の規定を準用するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の湯梨浜町簡易水道事業給水条例第5条の規定については、給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。